

令和5年第8回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月14日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第26 議案第22号 遠軽町手数料条例の一部改正について
日程第27 議案第23号 遠軽町一般会計補正予算（第9号）
日程第28 発委第1号 遠軽町議会会議規則の一部改正について
日程第29 発委第2号 遠軽町議会傍聴規則の一部改正について
日程第30 意見案第1号 認知症との共生社会の実現を求める意見書
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
	11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
	13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長 佐々木 修一 君 教育長 佐藤 祐治 君
代表監査委員 村瀬 光明 君

◎説明員

副町長 舟木 淳次 君 総務部長 鈴木 浩 君
民生部長 堀嶋 英俊 君 経済部長 澤口 浩幸 君

経済部技監	内野清一君	総務課長	堂前政好君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	中原誉君
財政課長	今井昌幸君	税務課長	二瓶雄介君
保健福祉課長	岩井誠志君	住民生活課長	古賀伸次君
子育て支援課長	太田貴幸君	農政林務課長	広瀬淳次君
商工観光課長	大西公太君	建設課長	井上隆広君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	今泉郁夫君
生田原総合支所参事	大泉勝義君	丸瀬布総合支所長	加藤政勝君
丸瀬布総合支所参事	倉内健一君	白滝総合支所長	村上裕和君
白滝総合支所参事	長原裕一君	会計管理者	奥山隆男君
総務課長	西聡君	社会教育課長	水野徹君
選挙管理委員会事務局長	堂前政好君	監査委員事務局長	成中克也君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、戸松議員、山谷議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。
これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第26 議案第22号

○議長（杉本信一君） 日程第26 議案第22号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第22号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍電子証明書及び除籍電子証明書の手数料に関する規定を追加するほか、所要の規定を整備するため提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例。

本条例につきましては、戸籍証明書等の広域交付が令和6年3月1日から始まるための規定の整備を図るものであり、施行日以後は本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等の請求が可能となります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

改正の1の項及び4の項については、戸籍証明書等の交付及び除籍証明書等の交付を定

めるもので、広域交付による交付を含み、金額の変更はありません。

2の項及び5の項については、現行の項の繰り上げによるものです。

3の項及び6の項については、戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行に係る事項を新たに定めるもので、3の項については1件につき400円、6の項については1件につき700円とするものです。

7の項については、電子化された届出書等情報の内容の証明書交付事務の追加をするもので、金額の変更はありません。

2ページの8の項については変更はなく、9の項については、電子化された届出書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加をするもので、金額の変更はありません。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和6年3月1日から施行するものです。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第22号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第23号

○議長（杉本信一君） 日程第27 議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,389万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を182億7,076万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に2億7,176万3,000円を追加し、総額を19億8,419万6,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に3万円を追加し、総額を2億8,925万7,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に1,210万円を追加し、総額を29億4,430万円とするものです。

これにより、歳入合計179億8,686万8,000円に2億8,389万3,000円を追加し、総額を182億7,076万1,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2億5,885万9,000円を追加し、総額を42億5,127万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に72万5,000円を追加し、総額を36億2,929万5,000円とするものです。

10款教育費につきましては、2項小学校費に1,053万8,000円を追加、3項中学校費に765万6,000円を追加、4項学校給食費に611万5,000円を追加し、総額を16億4,651万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計179億8,686万8,000円に2億8,389万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の182億7,076万1,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費について説明いたします。

3ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、10款教育費2項小学校費、小学校建設事業1,053万8,000円、3項中学校費、中学校建設事業765万6,000円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

4ページを御覧ください。

地方債の追加につきましては、中学校改修事業、限度額510万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、小学校改修事業の限度額を2億2,010万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費17目物価高騰対策費、物価高騰対応重点支援事業4,55

2万6,000円につきましては、物価高騰に係る経済対策を行うため計上するもので、バス運賃無料化事業負担金180万6,000円につきましては、エネルギー価格の高騰で影響を受けているバス事業者の事業継続を支援するため、遠軽町内循環線及び清里線のバス運賃を無料化し、運賃相当額を負担する経費を計上するものです。無料期間は令和6年2月1日から2月29日までの1か月間を予定しております。

遠軽高等学校通学者受入下宿食材費高騰対策支援金352万円につきましては、遠軽高等学校通学者を受け入れる下宿を営む事業者に対し、食材費の高騰分に係る支援金を支給する経費を計上するものです。

社会福祉サービス提供事業所等食材費高騰対策支援金2,300万円につきましては、食事を提供する社会福祉サービス提供事業所などに対し、食材費の高騰による利用者負担を増やすことなく食事を提供することができるよう、食材費の高騰分に係る支援金を支給する経費を計上するものです。

畜産経営物価高騰対策支援金500万円につきましては、資材価格の高騰により経営を圧迫されている畜産事業者に対し、経営の安定化を図り、営農を継続できるよう10万円の支援金を支給する経費を計上するものです。

物価高騰対策特定事業者支援金1,110万円につきましては、経済的に大きな影響を受けている運送、交通、医療、飲食などの町内事業者の事業継続を支援するため、5万円の支援金を支給する経費を計上するものです。

温泉宿泊施設物価高騰対策支援金110万円につきましては、経済的に大きな影響を受けている民間温泉宿泊施設の事業継続を支援するため、支援金を支給する経費を計上するものです。

物価高騰対応重点支援給付金給付事業2億1,333万3,000円につきましては、物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり7万円を給付するため必要な経費を計上するもので、職員に係る時間外及び休日勤務手当59万6,000円、消耗品費19万4,000円、印刷製本費29万3,000円、案内送付等に係る通信運搬費83万1,000円、銀行振込に係る手数料99万円、総合行政情報システム改修業務委託料42万9,000円、物価高騰対応重点支援給付金は、対象世帯を3,000世帯と見込み、2億1,000万円を計上するものです。

12ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費5目保育所費、保育所運営事業72万5,000円につきましては、給食食材の高騰による保護者の負担増分を軽減するため、保育所の賄材料費を追加するものです。

14ページをお開き願います。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費、小学校建設事業1,053万8,000円につきましては、児童の学習環境及び健康管理上の改善を図るため、小学校のエアコン設置工事を実施することに伴う学校施設環境改善工事实施設計業務委託料を追加するもので

す。

16ページをお開き願います。

3項中学校費3目学校建設費、中学校建設事業765万6,000円につきましては、生徒の学習環境及び健康管理上の改善を図るため、中学校のエアコン設置工事を実施することに伴う学校施設環境改善工事实施設計業務委託料を追加するものです。

18ページをお開き願います。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理事業611万5,000円につきましては、給食食材の高騰による保護者の負担増分を軽減するため、小中学校の賄材料費を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2億6,569万9,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上するものです。

6目教育費国庫補助金606万4,000円につきましては、町内小中学校のエアコン設置工事に伴う実施設計業務委託料に係る学校施設環境改善交付金を計上するものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金3万円につきましては、前年度繰越金の追加です。

22款町債1項町債7目教育債につきましては、小学校改修事業債700万円の追加、中学校改修事業債510万円の計上です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページ、11ページ。

山谷議員。

○10番（山谷敬二君） 物価高騰対応重点支援給付金給付事業について、どのような方法、どのようなスケジュールで行われるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの山谷議員の御質問にお答えしたいと思えます。

物価高騰対応重点支援給付事業の方法とスケジュールについてです。スケジュールにつきましては、本日議決をいただければ、その後事務作業に入っていく予定となっております。予算でも計上しているとおり、今後、システムの改修の契約等が発生しますので、まずそこからということになります。そこから対象者の洗い出し等を行い、どんなに早くても年明けから発送作業が始まることとなります。その発送作業を終えた後、今年の夏に行った3万円の給付と同じようにプッシュ方式で行いますので、まず、該当されると思われる方につきましては通知を行い、それについて変更等の返事がなければ、そのまま給付

の作業となりますが、できるだけ急いで行いますけれども、早くても1月の末から2月の初めの給付が第1回目の給付となる見込みとなっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 同じく11ページの温泉宿泊施設物価高騰対策支援金なのですが、具体的にはどこかということは分かりますか。

○議長（杉本信一君） 大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西公太君） ただいまの質問にお答えします。

具体の事業者名は差し控えさせていただきますけれども、丸瀬布地域の民間温泉宿泊施設、それと遠軽地域の温泉宿泊施設という形になっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） よろしいですか。ほかがございませんか。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 同じく畜産経営物価高騰対策支援金10万円となっておりますが、対象者はどのようになっていますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） ただいまの御質問でございますけれども、この事業に係る対象者でございますけれども、町内で酪農を含む畜産業を営んでいる認定農業者となるものを対象としておりまして、総勢50名ほど見込んでおります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） そうすると、中には育成とかをやっている業者もいると思うのですが、その方たちも対象になるということでしょうか。

○議長（杉本信一君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） 畜産業ということで、今回規定させていただきましたが、その中でも、先ほども申し上げましたけれども、認定農業者の認定計画を策定されている農業者ということで、それらを対象としているところでございます。

今おっしゃられたように、育成とかも含まれるということでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 13番渡辺議員。

○13番（渡辺清夏君） 同じく11ページ、物価高騰対応重点支援事業について、温泉宿泊施設物価高騰の支援金なのですが、温泉がついていないと駄目なのですか、宿泊施設には対応していないということでしょうか。

○議長（杉本信一君） 大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西公太君） ただいまの質問にお答えします。

温泉がついていない宿泊施設につきましては、物価高騰対策特定事業者支援金 1,110 万円、今回計上させていただきましたが、こちらの対象ということで考えてございます。温泉宿泊施設については、今回計上しました 110 万円の支援金の対象と考えています。なお、温泉宿泊施設の事業者につきましては、上段の物価高騰対策特定支援金事業者の支援金については、重複受給できない形で整理しているところです。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

9 番佐藤議員。

○9 番（佐藤 登君） 同じく 1 番、物価高騰対策事業の中のバス運賃無料化事業負担金 180 万 6,000 円ですけれども、これは、対象者が増加したから増えたのですか、それとも違う理由があるかどうかについてお伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 20 分 休憩

午前 10 時 21 分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

9 番佐藤議員の今の質問に関しては、取消ということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費、12 ページから 13 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10 款教育費、14 ページから 19 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20 款繰越金、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 22 款町債、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第 2 表、繰越明許費、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第 3 表、地方債補正、4 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発委第1号

○議長（杉本信一君） 日程第28 発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを議題します。

提出者の説明を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君） 発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正について説明いたします。

提案理由は、社会情勢の変化に対応した見直しを行うほか、所要の規定を整理するため、本規則の一部を改正するもので、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会会議規則の一部を改正する規則でありまして、同規則の一部を次のとおり改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

第15条は、一事不再議に関する規定でありまして、所要の規定を整理するため見出しを改めるものです。

第61条は、一般質問に関する規定でありまして、現行の運用と合わせるため、第5項中、「質問は」の次に、「一問一答の方式で」を加えるものです。

第103条は、携帯品に関する規定でありまして、社会情勢の変化に対応するため、同条中、「つえ、かさ、携帯電話、写真機及び録音機」を「つえ及びかさ」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発委第2号

○議長(杉本信一君) 日程第29 発委第2号遠軽町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長(秋元直樹君) 発委第2号遠軽町議会傍聴規則の一部改正について説明いたします。

提案理由は、社会情勢の変化に対応した見直しを行うほか、所要の規定を整理するため、本規則の一部を改正するもので、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会傍聴規則の一部を改正する規則でありまして、同規則の一部を次のとおり改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

第3条は、傍聴の手續に関する規定でありまして、所要の規定を整理するものです。

第4条は、傍聴券に関する規定でありまして、現行の運用と合わせるため削除するものです。

第5条は、傍聴人の定員に関する規定でありまして、コロナウイルス等の蔓延防止のため、定員を減らしたりすることができるよう、第1項にただし書きを加えるとともに、現行の運用と合わせるため、第2項を削除し、同条を第4条とするものです。

第6条は、1条繰り上げて第5条とするものです。

第7条は、傍聴席に入ることができない者、第8条は、傍聴人の守るべき事項、第9条は、撮影や録音等に関する規定で、それぞれ社会情勢の変化に対応した見直しを行うもので、合わせて1条ずつ繰り上げ、第6条から第8条とするものです。

第10条は、1条繰り上げて第9条とするものです。

第11条は、所要の規定を整理し、第10条とするものです。

第12条は、1条繰り上げて第11条とするものです。

別記様式は、本会議における傍聴人受付表の規定様式を定めるものですが、この傍聴人

受付表については、現状、本会議以外の常任委員会や特別委員会などにおいても提出を求めており、また、今後の社会情勢の変化によっては、必要とする記載事項は変更することも考えられることから、これらにスムーズに対応できるよう、あらかじめ様式を定めず削除するものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第2号遠軽町議会傍聴規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 意見案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第30 意見案第1号認知症との共生社会の実現を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 認知症との共生社会の実現を求める意見書。

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための共生社会の実現を推進する認知症基本法がさきの国会で成立しました。

現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聞きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめています。

今こそ認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方とが一体となって進めていくときであります。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも重症化を予防しつつ、持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会です。

よって、政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置を含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現することを強く求めます。

記。

一つ、認知症基本法の円滑な施行に総力を。

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の円滑な施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。

特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。

二つ、認知症の方を抱える御家族への支援体制の拡充。

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

三つ目は、身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築。

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し、総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等の在り方について、現状の課題を整理し、検討を進めること。

また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

四つ目、認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備。

全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療、介護サービス、地域支援を受けることができるのか、さらに、認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方など、配慮すべき事柄等を繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年12月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号認知症との共生社会の実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎閉会宣告

○議長(杉本信一君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

以上で、令和5年第8回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本信一

署名議員 戸松恵子

署名議員 山内敬之